

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

当期準備金積立額	1	円	翌	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2	繰越金額	当期使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積立限度額	3		同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕			計	12	
	(2) - (3)	4		(10) + (11)		
積立限度超過額			の	当期準備金積立額のうち損金算入額	13	
(2) - (3)	4		計	(1) - (8)		
旧平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額	5		算	期末使用済燃料再処理準備金の金額	14	
当期準備金積立額	5			(9) - (12) + (13)		
当期積立限度超過額	8		の	前期末における差額	19	
(4) + (7)			明細	(前期の(16))		

「13」欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の3第1項」※1又は「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の3第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00196」

③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分